

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

青森地方裁判所

日 時 平成30年11月29日（木）午後2時20分から午後4時20分  
まで

場 所 青森地方裁判所大会議室（5階）

参加者等

司会者 古久保 正 人（青森地方裁判所長）

裁判官 古 玉 正 紀（青森地方裁判所刑事部総括判事）

検察官 吉 武 恵美子（青森地方検察庁次席検事）

弁護士 天 野 高 志（青森県弁護士会弁護士）

裁判員経験者 1 番（以下「1 番」と略記）

同 2 番（以下「2 番」と略記）

同 3 番（以下「3 番」と略記）

同 4 番（以下「4 番」と略記）

同 5 番（以下「5 番」と略記）

同 6 番（以下「6 番」と略記）

### 【議事要旨】

#### 1 趣旨説明，参加者の紹介等

（司会者）

ただいまから，裁判員経験者の意見交換会を始めます。本日の司会を務めます青森地方裁判所長の古久保と申します。どうぞよろしく願いいたします。

裁判員制度は，来年で，導入から10周年を迎えます。当庁におきましては，これまでに約90件の裁判員裁判が実施され，多くの方に裁判員・補充裁判員として御参加いただきました。本日は，昨年又は今年，裁判員や補充裁判員を務められた6名の方をお招きしております。これからは，補充裁判員の方も含めて，裁判員と申し上げることもありますが，御了承ください。

さて，本日の意見交換会を開催する趣旨としましては，大きく2つあります。まず1点目として，裁判員を経験された方々から率直な御意見や御感想を

伺い、今後の裁判員裁判の運用の参考とさせていただきたいということです。次に2点目として、これから裁判員裁判に参加される県民の皆様には、直接経験された方々の生の声をお伝えすることで、裁判員裁判に対する理解を深めていただきたいと思いますということです。

こうした趣旨のもと、6名の裁判員経験者の皆様には、率直な御意見、御感想をお聞かせいただければと思っております。

ここで法曹関係の参加者から簡単に自己紹介をお願いします。

#### **(検察官)**

青森地方検察庁次席検事の吉武と申します。本日は、検察官の審理の進め方や立証の在り方等について、貴重な御意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

#### **(弁護士)**

青森県弁護士会の天野と申します。弁護士会としても、弁護人として、裁判員の方に分かりやすく主張を伝えられるよう、どのような弁護活動を行うべきかについて、常日頃から検討しているところでございます。本日は、裁判員経験者の方々から貴重な御意見をいただける良い機会でございますので、参考にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### **(裁判官)**

青森地方裁判所刑事部の部総括裁判官をしております古玉と申します。私が当庁に参りましてから2回目の意見交換会となります。本日はらしていただいている裁判員経験者の方々には、皆さん、私と一緒に裁判員裁判をしてくださった方々です。実際に裁判員等を経験してから時間が経った今、いろいろとお考えや感じられるところがあると思っておりますので、本日は忌憚のない御意見を伺いまして、今後の裁判員裁判の運営に生かしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### **(司会者)**

それでは、本日御出席いただいた裁判員経験者の皆様からお話しを伺う前に、私の方から、皆様が担当された事件の内容について、簡単に紹介いたします。

まず1番から4番の方が担当された事件は、被告人が、無断欠勤を続けて、

勤務先から退職を求められる中で、自殺するために、父親も居住している自宅に放火しようと考え、灯油を室内にまいた上、ライターで点火して火を放ち、自宅の大部分を焼損したという現住建造物等放火及び覚せい剤を自己使用したという覚せい剤取締法違反の事案で、被告人が放火行為をしたか、仮に放火行為をしたとした場合、心神耗弱状態であったかが問題となった事件です。

次に5番の方が担当された事件は、被告人が、母親から雪かきを頼まれたのに応じなかったところ、母親に不機嫌な態度を示されたと考えて不満を感じ、雪かきを終えた母親と口論になった挙句、背中を包丁で突き刺して殺害したという殺人の事案で、事実関係に争いがなく、量刑が問題となった事件です。

また、6番の方が担当された事件は、被告人が、路上を歩行中の被害者に対し、いきなり背後から抱き付き、その口を手で塞いだ上、わいせつな行為に及んだ強制わいせつ及び商業施設の女子トイレで、被害者に対し、暴行・脅迫を加えて、強姦性交に及び、傷害を負わせたという強姦性交等致傷の事案で、量刑が問題となったほか、強姦性交等致傷の暴行態様にも争いがあった事件です。

## 2 裁判員を経験しての全般的な感想・印象について

### (司会者)

最初に、まず、実際に裁判に参加して裁判員を経験されての全般的な御感想をお聞かせいただければと思います。

### (1番)

事件のことよりも、裁判員に選ばれたこと自体、いい経験をしたと感じています。裁判員制度があることは知っていましたが、まさか自分が裁判員の候補者になれると思っていなかったし、裁判員に選ばれるとも思っていなかったし、そんなに興味もなかったのですが、裁判員に選ばれた後は、新聞を見ても気になるし、いい経験をしたなと感じています。

### (2番)

最初は、朝起きて、会社に行かなくてよくて、仕事のことを考えなくていいということは非現実的なことなのでとても刺激的でした。でも、途中から、一人で決めることではないと思っていても、人を裁くということが重くのしか

かってきて、判決に対して1票入れて判断することについて、眠れないくらい重く感じました。ただ、裁判員を務めたことは、経験したくてもすることのできないよい経験をさせてもらったと、今では誇りに思っています。

### (3番)

私も、1番さん、2番さんと同じですが、最後まで務めることができるか不安でしたが、今まで経験したことのない中で、見たことのない世界を経験することができて、感謝しています。裁判官や職員の方にいろいろと親切にしてくださいましたので、最後まで務めることができました。

### (4番)

最高裁判所から、名簿に載ったという連絡が来て、その後に青森の裁判所から、実際の裁判の裁判員候補者に選ばれたという手紙が来て、やっと実感しました。テレビで見ている感じと違うところが多く、自分で人を裁く中に参加することができるか不安でしたが、周りの人たちのお力も借りて、最後まで務めることができました。この制度がこれからも続いていくとよいと感じています。

### (5番)

制度が始まったときから、テレビなどでは、守秘義務があるとか、公表してはいけないとあったので、大変なことだと思っていました。約10年間、私には裁判員候補者になったというお知らせは届きませんでした。私はこういう貴重な体験ができるものには率先して参加したいという性格なので、先日の弘前大学でのシンポジウムにも参加させていただきました。裁判員は、日本の人口から見てもまだまだとても少ない人しか経験していないと聞いたので、本当に宝くじに当たったようなものだと思います。私は補充裁判員でしたので、補欠だと思って安心して参加しましたが、古玉裁判官からは、評議のときを含めたすべての場面において、裁判員と変わらないような発言の機会などをいただき、とてもうれしく感じました。

### (6番)

最初、選ばれた時は、夫からは行って来いと言われましたが、親からはそういうのには参加しないでと言われました。でも、私自身、断る理由が見つからなかったもので、嫌々ながら参加しましたが、毎日参加していくうちに、自分に

しかできない経験だと感じ、今となっては、やってよかったと思っています。

### 3 審理について

#### (1) 当事者の主張

##### (司会者)

それでは、裁判員裁判での審理について意見交換をしていきたいと思いますが、まず、検察官と弁護人の主張について理解できたかについて御意見を伺いたいと思います。

検察官と弁護人は、これから取り調べられる証拠によって証明しようとする事実について、冒頭陳述で説明し、また、証拠調べが終わった後に、証拠調べの結果を踏まえた意見を論告・弁論で明らかにしますが、検察官や弁護人の説明によって、事件の争点やポイントは十分に理解できましたでしょうか。

##### (3番)

弁護人の言っていることが分かりづらかったです。理解できない部分がありました。

##### (2番)

私もそのように思いました。弁護人の主張していることと尋問していることが、少しずれていると感じました。

##### (5番)

私が参加したのは殺人事件でしたが、とても分かりやすかったです。本件は量刑の判断だけであると説明がありましたが、私は補充裁判員でしたので、審理中に発言はできなかつたため、検察官や弁護人の言っていることに、耳を立てて一生懸命聞いていました。被告人の表情や、証人として尋問された被告人の姉を注視していましたが、逆に被告人から私たちが見られているという感じで、この被告人は反省の色がないと感じました。むしろ、証人となっていた被告人の姉の全身から出ている悲しみを、涙が出るくらい気の毒だと感じました。

##### (6番)

私が参加したのは、暴行の態様が問題になった事件でした。最初に法廷に入ったときは、緊張していて、何を言っているのか分からず、どうすればいいの

かも分からず、休廷後に評議室で古玉裁判官に説明していただいて状況が分かってから、やっと理解ができました。弁護人は何を言っているか分からないし、検察官は怖い印象がありましたが、言っていることははっきりとしていて、理解できました。最初に法廷に入った時と最後の方とでは、理解に変化がありました。

## (2) 証拠調べ

### (司会者)

それでは、証拠調べについてお話を伺いたいと思います。

供述調書の朗読、写真や図面等を含む証拠書類の説明について、分かりづらいつい感じるようなことはありませんでしたでしょうか。また、内容は分かりやすいものだったでしょうか。

### (1番)

私が参加したのは殺人事件ではなかったのですが、証拠写真とかを見るのは初めてでしたが、写真は結構分かりやすく、こういう事件だったというのが初めての人にも分かりやすいものでした。

### (5番)

立派なケースに凶器とされた包丁が入っていて、血のりが大分付いていて、そこまで刺したのか、十何センチも刺したのかと改めて見て、テレビドラマと変わらないなど、どうしてそうなったのかと思いました。

### (6番)

私も殺人事件ではなかったもので、抵抗なく写真も見られたし、写真を見ながら話合いをすることができて、分かりやすかったです。

### (司会者)

次に、証人尋問や被告人質問について感想をお伺いしたいと思います。証人や被告人に対する検察官や弁護人の質問の仕方、質問の内容、時間のかけ方などについて、どのような御感想をお持ちになったでしょうか。

### (2番)

証人として尋問された消防士の方は、自分の経験に基づいて言っているだけで、何も悪いことをしていないのに、弁護人にととてもきつい口調で聞かれて、法廷の場というのは、証人としてでも来る所でないなと感じました。

精神科のお医者さんが証人として尋問されたときは、被告人の精神状態などを聞かれたときに、「失恋程度」と答えられたのが印象的でした。弁護人は、お医者さんに尋問するときと、消防士の方に尋問するときには、口調が違っていました。

**(6番)**

検察官が被告人にとっても強く詰め寄っているところは、テレビで見るとすごいなと思いました。証人として被告人の父が証言台に立ったとき、その様子を見て、かわいそうだなと、私も子供がいるので、つい親の立場から見てしまいました。法廷の様子は、よくテレビなどでも目にするので、テレビのとおりこういうものなのかなと思って聞いていました。

**(司会者)**

意図がよく分からないような質問はなかったでしょうか。

**(1番～6番)**

特にありません。

**(司会者)**

審理全般について、御意見を頂戴しましたが、法曹関係者から、御意見、御質問等がございますか。

**(検察官)**

検察官は、やはり、皆さんにできるだけ早く事件の全容を頭の中に描いてもらえるように、検察官の主張と証拠を十分理解して評議に入ってもらえるように、冒頭陳述や論告で使用するメモについては、検察庁全体で案を出し合っ、色分けしたり、表にまとめたりして作っていますが、そのようなメモは十分分かりやすかったとか、分かりにくかったとか、何か御意見はありますか。

**(1番)**

ああいうのを見るのは初めてですが、結構具体的で分かりやすかったです。

**(弁護人)**

弁護人の言っていることが分かりづらいという意見がありました。どういう場面でしたでしょうか。また、それは御覧いただいたメモだったのか、主張の中身だったのか、いかがでしょうか。特に、1番さんから4番さんの参加された事件は放火の事件で、放火をやったのかということだけではなくて、精神

的に正常な判断をする能力があったのかどうかということも争点でしたが、そういうところは分かりづらかったでしょうか。

**(2番)**

弁護人が2人いましたが、2人の意思疎通ができていないのかなと思いました。経験の浅いような弁護人のほうが主だった活動をしていると感じましたが、ベテランの弁護人と意見が合っていないと感じ、対照的に、検察官2人は協力してやっている感じを受けました。弁護人は、2人で違うことをそれぞれ言っている感じを受けました。

**(司会)**

責任能力の点について、心神耗弱かどうかという中身は、分かりやすかったですか。

**(4番)**

お医者さんの言っていることは少し分かりましたが、心の問題とかいろいろあって、10人いたら10人が同じ感じ方をするかは分からないと。分かりづらいところもありましたが、流れから見ていくと、お医者さんの言うとおりで感じました。

**4 評議について**

**(司会者)**

次に、評議についてお伺いします。評議の秘密に触れない範囲で率直な御意見をお聞かせいただければと思います。

評議では、意見を十分に述べることはできたでしょうか。また、他の裁判員の方は、意見を十分に言うことができていたでしょうか。もし、意見が言いにくかったとすれば、それは何か理由があったのかについても併せてお聞かせいただければと思います。

**(3番)**

皆さんいろいろな自分自身の経験をもとに話されていたので、いろんな方向から話していると感じました。私自身も、意見が言いにくかったことはありませんでした。

**(1番)**

それぞれ自分の意見を出しているように感じました。

**(5番)**

私が参加したときの裁判員の方は、とても勉強してきていて、話された意見を聞いて、拍手したくなるくらいでした。その方のお話には専門用語がすらすら出てきて、私は何してきたのだろうと恥ずかしかったくらいでした。自分の意見は十分話すことができましたが、私の方言が裁判官の方々などに通じたか心配でした。

**(6番)**

最初は、言ってもいいのかという雰囲気だったのですが、裁判長が1人ずつ指名して、言いやすい雰囲気を作ってくれて、2日目からはどんどんみんな言うようになって、最後にはまとまってよかったですと感じました。

**(裁判官)**

毎回評議の場では、皆さんの経験や感じたことを言ってくださるのでありがたいのですが、私たちは、皆さんが意見を言いやすいような雰囲気作りをうまくできているのかと心配になります。問題設定や議論の流れがうまくいくように、毎回心がけているところです。議論を進めるに当たって、ホワイトボードに皆さんから出た意見を全て書いて、ほかの人からはどういう意見が出たかみんなで見つつ、自分の意見も出してもらうなど、毎回試行錯誤していますが、ホワイトボードに皆さんの意見を書いて進める形はいかがでしたでしょうか。

**(1番～6番)**

分かりやすかったです。

**(司会者)**

評議について、御意見を頂戴しましたが、法曹関係者から、御意見、御質問等はございますか。

**(検察官)**

日本の裁判員裁判は、事実認定だけでなく、量刑も判断してもらうことになっていますが、裁判員裁判として審理される事件もいろいろとありますが、量刑の判断の難しさについてはどのように感じましたか。

**(1番)**

過去の事例でこういうのは何年くらいだとかあったので分かりやすかったのですが、最後に自分は何年にするかという結論を出す時には悩みました。でも、

過去のデータを見せてもらえたので、判断の役に立ちました。裁判員になる前は、量刑の知識は全くありませんでしたが、裁判官から説明を受けて、理解した上で考えました。

**(5番)**

「量刑」という言葉すら初めてでしたので、裁判官からこのくらいと聞いて初めて分かりました。裁判員裁判に参加するまでは、テレビを見ていて、何でもこれくらいの刑で済んだのかと思っていましたが、過去の事例などから量刑判断をする目安が作られていて、情状酌量なども含めて判断するということが分かりました。

**(6番)**

私が参加した裁判は、強制性交の事件でしたので、女性の立場からすると絶対許せないと思っていましたが、1番さんと同じく、量刑のグラフを見ながら考えたので、最初の考え方とは変わってきて、最後にはこれが妥当だと思ったので、判断に悩むことはありませんでした。

**5 裁判員を務める上での負担感などについて**

**(司会者)**

次に、裁判員を務める上での負担感などについて、お伺いします。

裁判員に選任される前に、皆様はどのような点に負担感を感じておられたでしょうか。また、実際に裁判員を務められて、どのような点に負担感を感じられたでしょうか。

**(1番)**

全くありませんでした。私は、仕事も退職していたし、休暇を取ることに悩むこともありませんでした。ただ、裁判員を経験できることがよかったと感じています。

**(2番)**

貴重な経験をすることは大変よかったのですが、私1人で決めたことではないとはいえ、人の人生に確実に大きく関わってしまったと、今でもたまに考えて、それが負担というよりは、きちんとしようと感じました。

**(3番)**

仕事との両立ができるかと不安でしたが、仕事をしているよりも、裁判に参

加しているほうが気持ち的に楽にも感じ、違った世界を見ることができてよかったです。

**(4番)**

私は有給休暇をもらって参加しようと思っていたのですが、会社が職務免除をしてくれたため、裁判に集中することができ、心理的な負担はありませんでした。事件というのは、いつ自分の近くや、自分に起こるかも分からないので、人間ドラマを見ているようでかわいそうに感じ、この災難に目途をつけてあげたいと、みんな一生懸命でした。

**(5番)**

4日間、公判のことだけ頭の中に置いて、約束どおり、そのことを誰にも話さず過ごしました。証人として証言台に立ったのが自分の子供と同じくらいの年の方で、うちの子供もきちんとさせなきゃと感じました。負担感はありませんでした。

**(6番)**

裁判員裁判に参加することについて会社は理解してくれましたし、普段より遅く家を出て、普段より早く家に帰れるのはよかったです。その分の仕事の遅れを取り戻すため、裁判に1週間参加する前後の1週間は残業せざるを得なかったのです。きつかったです。

**(司会者)**

裁判員に選任される前に、必要以上に不安や負担感を感じないで済むように、何か、このようなことを事前に知らせてもらいたかったという点はありませんでしょうか。

**(1番～6番)**

特にありません。

**(司会者)**

来年は裁判員制度導入から10周年となりますので、裁判所としても、今後も国民の皆様に御協力いただいて裁判員裁判を円滑に運営していけるよう、これまで以上に広報活動に力を入れていきたいと考えています。10年たつと、国民の皆様の関心も薄れていくかと思いますので、ここで今一度見直して、より多くの方に裁判員裁判の実情について知ってもらうためにどのよう

な広報活動をしていけばよいかと検討しているところですが、何かよいアイデアがあれば、お聞かせください。

皆さんが裁判員裁判について知ったのは、新聞やテレビ、インターネットで報道されていることからだけで、それ以外に、例えば、裁判傍聴をしたことがあるとか、夏休みの子どもイベントを見たことがあるとか、何か知っていたことはなかったでしょうか。

**(1 番)**

これまで、裁判所に来ること自体ありませんでした。

**(5 番)**

最初に裁判所に来るときは、家を出るときも誰かに裁判所に行くところを見られているかもしれないと思って緊張していましたが、古玉裁判官から、出前講義をしてくれると教えてもらったので、参加した裁判員裁判が終わってから、すぐに町内会長に出前講義のチラシを渡して、町内会に来ていただこうと、今検討中です。

**(司会者)**

これまで頂戴した負担感などの御意見に関して、法曹関係者から、御意見、御質問等はございますか。

**(検察官)**

先ほど、6番さんから、残業することがあったというお話がありましたが、参加された裁判員の皆さんの中で、介護や育児などがあって負担に感じたという方はいらっしゃいましたでしょうか。

**(2 番)**

私が一緒に裁判員として参加した方の中で、赤ちゃんを育てている方がいましたが、堂々と預けてくることができると、子育てから離れることができるし、会社に行くより遅く出て、早く帰れるので嬉しいと話している方がいました。

アンケートの中で、子育てをしているかという質問がありましたが、確か、小学校高学年くらいまでの欄しかなかったので、私の子供はそれよりも上の年齢でしたので、私はもう子育てしていないんだと思い、「していない」に○を付けました。

**(裁判官)**

裁判員制度というのは、いろんな場面で皆さんに負担していただいて成り立つ制度なので、どうにか事前に負担感をなくしたいと思い、負担感がなくなる活動をしていきたいと感じています。また、裁判所からも様々な情報発信をして、裁判員裁判に参加してもらってこのような成果があると伝えていきたいと思っています。裁判員制度の広報では、実際に体験された裁判員の方のお話を国民の皆様に伝えることが大事ですので、いろいろな広報活動で御協力いただけたら幸いです。

## 6 これから裁判員になれる方へのメッセージ

### (司会者)

最後に、皆様からお一人ずつ、これから裁判員になれる方へのメッセージをお伝えいただければと思います。

### (6番)

裁判員は嫌だ嫌だと思っていた自分もいるのですが、やってみないと分からないし、やってみたらいい経験になったと思ったので、是非みんなやってほしいと思います。会社の同僚などにも、裁判員を経験した後に、裁判員として裁判員裁判に参加するために休んでいたことを伝えると、よく参加したねとか、あれって断れるんじゃないのという意見もありましたが、いいな、当たったの、やってみたいと思っていたのに当たらないと言っている人もいたので、当たったら是非やってほしいと思いました。

### (5番)

望んでできることではないので、せっかくのチャンスを生かしてほしいと思います。私も自分の子供にも是非参加しなさいと話したし、あなたの子供にもきちんと伝えなさいと言いました。

### (4番)

実は、私の息子も裁判員候補者の名簿に載ったことがあり、うちの家族で裁判員について話すこともありましたし、友達や会社の人とも話す機会もありましたので、当たったら、できればやってみたらいいと、是非参加してほしいと話しています。

### (3番)

最初は不安でしたが、やってみないと分からないことがたくさんあるので、

考え過ぎないことが大事だと思います。裁判員として参加しても、裁判所を出たら気分転換して、ストレスをためない考え方を持つという、そういう環境を作りながら参加してほしいと思います。

## (2番)

私は、ごく親しい人の中で共有しているブログに一連の経験を綴りました。とても長いものになりましたが、それを読んだ仲間は、裁判員をやってみたいと言ってくれました。今日、ここに参加する前に、私もそのブログを見返して、やっぱり残しておいてよかったなと感じました。

3人の裁判官の方が私たちと対等であるという目線で、とても優しく接してくれて、怖がることなく、面倒なくお世話してくれて、飲み放題の飲み物もありましたし、主婦というのはあまり優しくされることは少ないのですが、職員の皆さんからも朝から優しく接してもらえて、絶対やってよかったと思いました。何も知らない人は「断るもの」という先入観があるかもしれませんが、私は友人などに、そうではないと広報活動をしています。

## (1番)

裁判員に選ばれ、参加したことはとても貴重な体験です。今後、もし選ばれたら、絶対参加してほしいです。それだけです。

## 7 法曹関係者からの感想

### (司会者)

最後に、法曹関係者の皆様に裁判員経験者の方々のお話をお聞きして、どのような御感想をお持ちになったかをお伺いして、意見交換の部を終了したいと思います。

### (検察官)

本日は、貴重な御意見をありがとうございました。検察官の主張が分かりやすいという御意見をいただき、ほっとしているところですが、ここであぐらをかかず、今後も団結してスムーズな裁判をやっていけるよう努力したいと思います。

私は、今は裁判員裁判の法廷には立っていませんが、裁判員裁判が始まった初年度は公判部の検察官として仕事をしていました。来年10周年を迎えることができたのは、裁判員の方々が本当に真摯に向き合って一生懸命考えてくれ

ていたからこそであったと感じています。

今後ともどうぞよろしく願いいたします。

#### (弁護士)

本日は、貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。弁護士2人の意思が不一致であったという御意見をいただき、恥ずかしい限りですが、きちんと持ち帰って伝えたいと思います。弁護士側は、独立した2人の弁護士が弁護活動をしており、組織で行っていないので、見苦しい点があったかもしれませんが、だからと言って、今のままでよいと思っはいませんので、今後も研さんを積んで、裁判手続を円滑に進めることができるよう協力していきたいと思ひます。

#### (裁判官)

裁判員裁判を運営していくに当たって、誰が聞いても分かりやすい審理を行い、評議ではみんなが対等に意見を出せることが大事だと考えています。この制度がよりよい制度になっていくよう、今後も努力してまいります。これから裁判員になる方の不安がなくなるよう、多くの方に皆様の経験を話していただくことが大事ですので、様々な場面で皆様の経験をお話しいただくようお願いいたします。本日は、誠にありがとうございました。

### 8 報道機関からの質問

#### (司会者)

記者の皆様から、何か御質問がありましたらお願いします。

#### (A社)

裁判の中で特に印象的だったことは何ですか。

#### (2番)

非現実的なことで幾つかありましたが、「異議あり」と本当にテレビドラマのような異議が出た場面があってびっくりしました。古玉裁判官は、こういうことはなかなか見られないですよとおっしゃっていたので、レアなことなのだと感じました。異議を出した検察官が、本当の俳優さんみたいで熱い方でした。裁判員の座る椅子は、背もたれも動かせるし、ひじ掛けも角度など変えることができるのですが、腰痛持ちだという被告人はパイプ椅子のような椅子に座っていたのに平気な顔をしていたので、本当に腰痛持ちなのかと、評議室に帰っ

てからみんな話していました。

補充裁判員も含めた8人が初めて会って、裁判所で1週間過ごす。名前も知らず、番号で呼び合う。今日も一緒に裁判に参加した方々と久しぶりに会って、8人みんなのことを覚えていて、同窓会のような、不思議な仲間だと感じます。8人みんな個性的で、3人の裁判官の方々もいい方でしたので、辛くなく過ごすことができました。

(A社)

裁判を通して、涙したり、眠れなかったとか、心身に影響を受けるような辛いことなどはありませんでしたか。

(5番)

私は、現場の生の写真を見たわけではないし、全然生々しくない、傷がこういうふうにあったという証拠でしたので、それを見たからどうかという感情も湧かず、負担は特にありませんでした。

(A社)

裁判を通して、思い出して涙したり、精神的に重く受け止めて、後々まで尾を引くなど、心のケアが必要だったことはありましたか。

(6番)

私は、証拠の写真を見たときには「えっ。」と思いましたが、それはそのときだけで、あとは特に何も感じませんでした。

(A社)

もう少しこうしておけばよかったとか、経験しての反省点はありますか。

(1番～6番)

特にありません。

(A社)

候補者の辞退の問題がありますが、制度上、何か改善したほうがよいと感じたことはありますか。

(5番)

くじ引きでランダムに選ばれるようですが、特に私の事件は30代の被告人でしたので、被告人と同世代の若い人を選ぶとかなできないのかなと感じました。

**(6番)**

1週間続けて裁判をやるのではなく、3週間の期間の中で、1週間につき2日間ずつ裁判をすとかであれば、仕事を休んだりしてもあまり負担にならないかなと感じました。

**(A社)**

皆さんの身近になかった司法や裁判でしたが、裁判員裁判を経験した後、ニュースや新聞記事の読み方や見方が変わったということはありませんか。

**(2番)**

私は子供がいますが、小さい子がかわいそうになる記事は、見ると辛くなるのであまり見ないようにしていました。でも、裁判員の経験後は、そのような記事も見て、自分なりに裁判はどういうふうになるかなとか、被告人もそのような罪を犯すまでの生い立ちがあると感じ、きちんと考えるようになりました。なかなかメディアでは出てこないことを、弁護士からの主張がなされることで分かることもあったので、単純に見るようにはならなくなりました。

**(A社)**

我々メディアについて、何か言いたいことなどはありますか。

**(5番)**

裁判員裁判を経験するまでの10年間は、守秘義務というのは報道でしか聞いたことがなかったので、広報活動というのは必要だと思います。少なくとも、私の周りの人には、裁判員裁判はこうだったと伝えて、みんなでその情報を共有していくことが最高の犯罪抑止につながると思いました。

**(司会者)**

長時間にわたっての意見交換、ありがとうございました。それでは、これで、裁判員経験者の意見交換会を終了いたします。本日は貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。